

## 請願・陳情とは

市政などに對して意見や要望があるときは、誰でも議会に請願や陳情を提出することができます。請願と陳情の違いは、請願の場合は1名以上の議員の紹介が必要で、陳情には不要という点です。

## 作成の注意点

決められた書式はありませんが、注意事項は次のとおりです。

◇「件名」、請願（陳情）の「要旨」、「理由」を記入

◇提出年月日、請願（陳情）者の住所、氏名（団体の  
する。

場合は名称と代表者名)を記入し押印する。

◆請願書は、表紙に紹介議員（1人以上）の記名押印をする。※陳情の場合は不要。

◇請願（陳情）者が多数の場合は代表者を明記する。

◇ 訪問（隙情）の趣旨を説明するための図面などが必要な場合は添付する。

◆内容が数件に及ぶ場合は1件ごとに作成する。  
◆提出の宛名は「毎営名市議会議長 福地 義一」とは

（令和2年2月1日現在）

## 提出の方法

議会事務局（市庁舎6階）にお持ちください。郵送でも受け付けますが、請願や陳情はその趣旨からいつも直接提出することが望ましく、請願は直接提出されることが通例ですが、陳情は、取扱基準において「郵送された陳情は全議員に配布する」とされていいますので、できるだけ直接提出をお勧めします。

## 提出期限

提出期限は特にありませんが、定例会開会日の8日前までに議会事務局に提出されたものを、その定例会

で取り扱います。（3月定例会は2月18日（火）午後5時15分締切。）

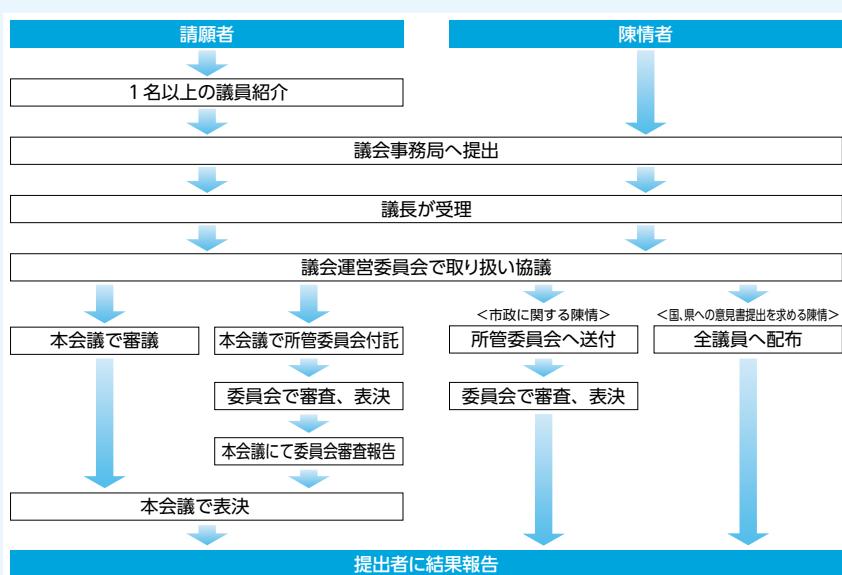
それ以降に提出された場合は、原則次回の定例会の取り扱いとなります。

## 請願者・陳情者の発言の機会

関する研究の報告

提出した請願（陳情）が市政に関する内容の場合  
その趣旨・願意を所管委員会委員に対し、請願（陳  
情）旨を重複して一つ幾回も提出する事。

詳しく述べは議会事務局まで、お問い合わせください。



## 予算の審査方法を改めます

議会に提案された一般会計の当初予算、補正予算および決算は、これまで3つの常任委員会がそれぞれの所管部分を審査するために、分割して各委員会に付託していましたが、議案の分割はすべきでないとの指摘があります。

そこで3月定例会から、新たに置く予算決算常任委員会に付託して、この委員会の中に設ける3つの分科会で審査するため、議会委員会条例を改正しました。分科会の名称や審査日は12面の3月定例会日程（予定）のとおりです。

## 議 会 日 誌